

平成 25 年 9 月 5 日

公益社団法人日本農業法人協会  
水田農業ワーキンググループ

## 農地中間管理機構に関する意見について

### はじめに

農地中間管理機構は、我々プロ農業者である担い手の農地集積・集約を加速化させるものであり、日本農業の競争力強化を図るために有効な仕組みで、その設立に賛同する。

一方、プロ農業者の立場から、同機構の設立に当たっては、以下の措置（いずれも当協会の政策提言「わが国農業政策へプロ農業者の目線からの提言（平成 25 年 6 月 5 日）」に基づくもの」を講じて頂きたい。

### 1 これまでの経営努力が尊重される仕組みとすべき

- (1) プロ農業者がこれまでの経営努力で相対取引等により集積した経営農地は、今後も維持できる仕組みとすべき。機構による農地貸借の仲介の結果、既存の借り入れ農地が貸剥しされることのないように措置願いたい。
- (2) 機構が作成する農地配分計画について、受け手が異議申し立てをできる仕組みとすべき。
- (3) 農地は公益性を有する財産であり、これまで地域では農道や水路などの維持管理活動に率先して取り組んできた。このことから、機構の目的として農地の公益性を明記し、受け手は農地の公益性を尊重できる者なければならない。

### 2 地域に責任を持てる経営体が農地の受け手となるべき

- (1) 機構の受け手は、都道府県が営農実績や資本金力、技術力、地域貢献度等に基づき認定する農業者、農業法人、新規就農者、参入企業等とすべき。
- (2) このため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を拡充し、広域に農業経営を展開している農業者や参入企業等を都道府県が認定できる仕組みを作るべき。地域での話し合いを前提とする中心経営体は制度が定着しているとは言い難い。
- (3) 併せて、認定農業者制度について、5 年毎の再認定手続きで経営意欲や経営発展等をチェックする仕組みを充実することが必要。

### 3 担い手が集積範囲を提示できる仕組みとすべき

- (1) 大規模経営を行うプロ農業者では、市町村を超えて耕作しているケースが増えている。しかし、認定農業者や中心経営体に位置付けられていない市町村では、農地配分計画に参加できないことが懸念される。
- (2) この懸念を払拭するために、機構にワンストップ相談窓口を設け、プロ農業者があらかじめ集積範囲の希望情報を登録できるようにし、それが農地配分計画に反映される仕組みとすべき。

### 4 機構の運営にプロ農業者が参画できる仕組みとすべき

- ・ 運営委員会の構成員は、プロ農業者（例えば法人協会の会員など）をメンバーとし、担い手の代表自らが主体となって機構の運営に関与できる組織とすべき。

### 5 農地の地代や賃借期間の設定を明らかにすべき

- (1) 機構が設定する地代や賃借期間は、受け手の経営に大きな影響を与える事項であることから、どのような設定となるのか速やかに開示願いたい。
- (2) 地代設定に当たっては、機構が決める地代は地域の標準的なものとなる可能性が高いことから、算出根拠などに透明性を持たせるとともに、受け手の意見に配慮した水準を設定することが必要。

## おわりに

今後、運用面のルールなど細部を検討するに当たり、現場で懸念される課題やそれを踏まえた仕組み作りが必要であることから、引き続き当協会との意見交換をお願いしたい。

# 〔当協会「わが国農業政策へプロ農業者の目線からの提言」（平成25年6月5日の抜粋）〕

## Ⅱ 農業の担い手の明確化と人材育成の強化

### 1 育成対象を明確にしたブレない政策

各種の経営対策は包括的に束ねて、頻繁な方針変更のない簡素で分かりやすい制度とし、農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者制度」を見直したうえで、育成すべき農業経営の対象者とするのが望ましい。

なかでも、競争力のある農業を実現するためには、農業を通じて多様な価値創造に取り組む『プロ農業者（注）』が農地の利用集積、集団化を図れるなど、地域の中で効率的な農業経営を実践できる農業構造への改革が必要である。

（注）プロ農業者の役割

- ① 経営規模の拡大、複合化・多角化等を通じて、コスト削減や経営効率のアップなど競争力の強化に取り組みながら、国民に対して食料の生産・供給責任を果たす。
- ② 事業活動を通じて雇用（就農者育成など）、文化教育（都市農村交流、体験学習など）、公益機能に貢献する。
- ③ 地域の小規模農家、集落営農組織が事業に支障を来した場合に、役員や雇用就農者を派遣して地域を支える機能を分担する。

- (1) 「認定農業者制度」については、経営意欲や技術力、人材育成、地域貢献等の目標を追加し、「新たな農業経営指標」を活用した経営改善のフォローアップを強化することで、より効果的に経営発展を促す仕組みに見直す。また、地域や経営の実情に応じて、市町村や県域を越えて事業を行うプロ農業者について、県認定や国認定の制度を設けるなど、制度の拡充を図る。

…(中略)…

- (4) 「人・農地プラン」は各地で計画作成が進められているが、更なる現場での周知と運用改善が必要である。また、施設型経営、畜産経営などの状況も含めて、中心経営体と認定農業者との関連性をさらに整理すべきである。

### Ⅲ 担い手が主導する農地集積の促進

#### 1 農地集積に向けた利用調整の促進、耕作放棄の防止

(1) 土地利用型農業の競争力の強化には、プロ農業者の主体性を発揮できる農地集積と土地利用を担保する仕組みが極めて重要である。特に、水田については、水系を重視した農地の団地化を促進し、水稻の品種や転作作物ごとのブロックローテーションが有効である。

そのため、プロ農業者等が主導して集積範囲の地区を提示し、その地区に一般社団法人の農地利用集積円滑化団体（以下「地区円滑化団体」という。）を設置して集積した農地をプロ農業者に一括して貸し付けるなど、経営計画に沿って農地集積が円滑に進むための仕組みを構築して土地利用型農業の競争力の強化を図る。

関連して、プロ農業者の土地利用計画に基づく農地の利用集積に協力する者には強力なインセンティブ（協力金等）を与えるなどして、土地利用効率の向上を図る。

(2) 高齢化でリタイアする農業者や急な怪我や病気等で作業が難しくなった農業者の農地や、賃借で経営面積を拡大した農業者がすぐに経営継承できない農地については、優良農地か否かを判断のうえ、都道府県段階の県公社や地区円滑化団体が有する中間保有機能を拡充・強化し、転貸により速やかにプロ農業者等に農地利用を引き継ぐ仕組みを整備すべきである。

併せて、耕作放棄の恐れがある優良農地については、農業経営基盤強化促進法に基づく特定利用権設定までの手続きを大幅に簡素化し、農地が荒廃する前に耕作の用に供される仕組みを整備する。

都道府県段階の県公社や地区円滑化団体が中間保有する農地、あるいは特定利用権が設定される農地については、農地管理料の財源を確保して農地の荒廃を防ぐ措置も講じる。

(3) 人・農地プランを契機に集落営農組織等が既に農地集積しているプロ農業者の経営農地の貸しはがしを行うことになれば、プロ農業者の経営に深刻な影響を及ぼすことになり、本末転倒である。集落営農等による農地集積目標に特例を設けるなど、自助努力で農地集積を進めてきたプロ農業者の競争力を低下させることのないよう国による指導を徹底する。特に長期にわたって整備した有機農業の圃場などでこうした事態が発生すると短期間で挽回することが難しいため、農地の利用状況に応じた配慮が必要である。